

訪問看護ステーション乃愛運営規定

（事業の目的）

第1条 株式会社乃愛が開設する訪問看護ステーション乃愛（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 都道府県及び市町村が条例で定める基準等の内容を遵守し、事業を運営する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

① 名称 訪問看護ステーション乃愛

② 所在地 柏市南高柳 4-21

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

管理者 1 名（常勤）

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元化に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

2 看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び、介護予防訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。また、常勤換算で 2.5 人以上とする。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、夏季 8 月 13 日から 8 月 15 日、冬季休暇 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。

② 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

③ ターミナルケアを受ける利用者について 24 時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、指定訪問看護（指定居宅サービス等基準 59 条に規定する指定訪問看護をいう。）を行うことができる体制を整備する。

（事業の内容）

第6条 事業の内容は次の通りとする。

① 病状・障害の観察

② 清拭・洗髪等による清潔の保持

- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を超えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 実施地域を超えた地点から、片道1キロメートル毎に50円

3 死後の処置料は、20000円とする。

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、柏市、鎌ヶ谷市、白井市、松戸市の区域とする。

(相談・苦情対応)

第9条 事業所は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、指定訪問看護等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情内容について記録し保存する。

3 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って改善をする。

4 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善内容を報告する。

(事故処理)

第10条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し保存する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時等における対応方法)

第11条 看護職員等は、指定訪問看護等のサービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の次号に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知の徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画に策定等）

第13条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 ステーションは、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第14条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後6か月以内

② 継続研修2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社乃愛の代表取締役と訪問看護ステーション乃愛の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成31年2月1日から施行する。

改定 令和6年4月1日 一部改訂